

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月18日

【事業年度】 第167期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

【会社名】 日本坩堝株式会社

【英訳名】 Nippon Crucible Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 重光 碩

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03(3443)5551(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大久保 正 志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03(3443)5551(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 大久保 正 志

【縦覧に供する場所】 日本坩堝株式会社 大阪支店
(東大阪市稲田上町一丁目2番22号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

※当社大阪支店は、会社法第911条第3項第3号に掲げる支店として同項の規定により登記されているものではありませんが、特に便宜をはかるため備え置き、公衆の縦覧に供することといたしました。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第167期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ~ (7) 省略
- (8) 当社の取締役は、15名以内とする旨を定款に定めております。
- (9) 省略
- (10) ~ (12) 記載なし

(訂正後)

- (1) ~ (7) 省略
- (8) 取締役の定数および取締役の選任決議の要件
当社の取締役は、15名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。
- (9) 省略
- (10) 自己株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に機動的に対応し、効率的な経営を遂行することを目的とするものであります。
- (11) 中間配当
当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- (12) 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を可能にすることを目的とするものであります。